



平和のシンボル、金魚が泳ぐ城下町。

お知らせ版

大和郡山市 広報

つながり

6/15

2020

令和2年6月15日号 No.1211

編集・発行 大和郡山市 総務部 企画政策課

大和郡山市役所 〒639-1198 北郡山町 248-4

☎ 53-1151 (代) FAX 53-1049 (代)

<https://www.city.yamatokoriyama.nara.jp/>

令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の1つとして、児童手当を受給する世帯に対し、臨時特別給付金を支給します。

申請＝申請は不要です。児童手当の受給の際、登録されている口座にお振り込みします。

※児童手当の受給者が公務員の人は、申請が必要です。詳細は「公務員の人の人について」の項目をご覧ください。

支給対象者＝令和2年4月分（新高校1年生は3月分）の児童手当（本則給付）を受給している人

※所得制限超過により、特例給付（児童1人につき5,000円）を受給している人は対象となりません。

支給対象児童＝令和2年4月分の児童手当対象児童及び、令和2年4月から新高校1年生となった児童で、同年3月分の児童手当の対象となっている児童

平成16年4月2日から令和2年3月31日までに生まれた児童で上記の要件を満たす児童が対象となります。新高校1年生については、令和2年2月29日時点で、児童手当を受給していた市区町村から支給となります。

※児童養護施設等へ入所中の児童については、児童養護施設等に別途支給します。

支給金額＝対象児童1人につき1万円

支給時期＝6月15日頃に支給を予定しています。

（5月下旬に対象者に案内を送付していますが、届いていない場合はこども福祉課までご連絡ください。）

※公務員の人は申請受付後の支給となります。

公務員の人の人について＝公務員の人は、所属庁から申請書が配布されます。申請書に必要事項を記入し、所属庁の証明を受けたうえで、令和2年3月31日（新高校1年生については令和2年2月29日）時点で、住民票のあった市区町村に提出する必要があります。（原則郵送）申請書の配布時期は所属庁により異なります。

問合せ＝こども福祉課（内線522）



「大和郡山市市民生活支援基金

～若者や子どもたちの未来のために～への寄附のお願い

市では、新型コロナウイルス感染症に伴い影響を受けられている人への各種支援の費用に充てることを目的とした「大和郡山市市民生活支援基金」を創設いたしました。皆様のご厚意のもとに、若者や子どもたち、ひとり親家庭など、未来につながる息の長い支援を行ってまいります。

この基金の趣旨にご賛同、ご協力いただける個人、企業等からの寄附を募集しています。

詳しくは、市ホームページの専用ページをご覧ください。下記までお問い合わせください。

問合せ＝企画政策課（内線232・241）

